

株式会社山本商店 定款

平成 18 年 8 月 17 日 作成

平成 年 月 日 公証人認証

平成 年 月 日 会社設立

定 款

第 1 章 総 則

(商 号)

第 1 条 当社は株式会社山本商店と称し、英文では yamamoto と表示する。

(目 的)

第 2 条 当社は、次の事業を行うことを目的とする。

- (1) スキー場における旅館、 ロープウェイ及び売店の経営
- (2) ペンション、 ロッジの経営
- (3) ホテル、 旅館の経営
- (4) 温泉利用による保養場の経営
- (5) 下宿の経営
- (6) 前各号に附帯関連する一切の事業

(本店の所在地)

第 3 条 当社は、本店を東京都世田谷区 1 丁目 1 - 2 - 3 - 4 に置く。

(公告の方法)

第 4 条 当社の公告は、官報に掲載する方法により行う。

第 2 章 株 式

(発行可能株式総数)

第 5 条 当社の発行することができる株式の総数は、1,000 株とする。

(株式の譲渡制限)

第6条 当会社の発行する株式は、すべて譲渡制限株式とし、これを譲渡によって取得するには、株主総会の承認を要する。

第3章 株主総会

(招 集)

第7条 定時株主総会は、毎事業年度終了後3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は、必要がある場合に招集する。

(招集権者および議長)

第8条 株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、取締役社長がこれを招集する。社長に事故若しくは支障があるときは、予め定めた順位により他の取締役がこれを招集する。

2 株主総会の議長は、社長がこれに当たる。社長に事故若しくは支障があるときは、他の取締役が議長になり、取締役全員に事故があるときは、総会において出席株主のうちから議長を選出する。

(議決権の代理行使)

第9条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主を代理人として、議決権を行使することができる。

2 前項の場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を、株主総会ごとに当会社に提出しなければならない。

(決議の方法)

第10条 株主総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合のほか、出席した議決権のある株主の議決権の過半数をもって決する。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の 3 分の 2 以上に当たる多数をもって行う。

(議事録)

第 11 条 株主総会における議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、議長および出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。

第 4 章 取締役

(取締役の員数)

第 12 条 当社の取締役は、1 名以上 3 名以内とする。

(取締役の選任)

第 13 条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらない。

(取締役の任期)

- 第 14 条 取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。
- 2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了すべき時までとする。

(代表取締役及び社長)

第15条 当会社が取締役を複数名置く場合には、取締役の互選により代表取締役1名を定め、代表取締役をもって社長とする。

2 当会社に置く取締役が1名の場合には、その取締役を社長とする。

3 社長は、当会社を代表する。

(取締役の報酬等)

第16条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。

第5章 計 算

(事業年度)

第17条 当会社の事業年度は、毎年5月1日から翌年4月30日までとする。

(剰余金の配当)

第18条 剰余金は、毎事業年度末日現在における株主名簿に記載された株主又は登録質権者に配当する。

(剰余金の配当の除斥期間)

第19条 当会社が、株主に対し、剰余金の支払いの提供をしてから満3年を経過したときは、当会社はその支払いの義務を免れるものとする。

第 6 章 附 則

(設立に際して出資される財産の最低額)

第 20 条 当会社の設立に際して出資される財産の最低額は、金 10,000,000 円とする。

(最初の事業年度)

第 21 条 当会社の最初の事業年度は、当会社の成立の日から平成 年 月 日までとする。

(発起人の氏名及び住所、割当を受ける株式数及びその払込金額)

第 22 条 当会社の発起人の氏名及び住所等は、次のとおりである

埼玉県さいたま市 1 - 1

井上 タロウ 普通株式 500 株 金 5,000,000 円

大阪府大阪市 1 - 1

山本 次郎 普通株式 500 株 金 5,000,000 円

(設立時取締役)

第 23 条 当会社の設立時取締役は次のとおりとする。

設立時取締役 山本 太郎、井上 タロウ、山本 次郎

(定款に定めのない事項)

第 24 条 本定款に定めのない事項については、すべて会社法その他の法令の定めるところによる。

以上、株式会社山本商店を設立するため、この定款を作成し、発起人が次に記名押印する。

平成 18 年 8 月 17 日

発起人 井上 タロウ (印)

発起人 山本 次郎 (印)